

法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します>

環境関連法規制等の動き 2021 年 11 月 (2021.10.19～2021.11.15)

法令情報

1-1. 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

＜政令第 306 号＞(2021. 11. 8 公布、**2022. 4. 1 施行**)

-2. 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令 ＜政令第 307 号＞(同上)

2021. 6. 2 に公布された同改正法の施行期日が、2022. 4. 1 に決まりました。その他改正法にて温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における開示請求規定や磁気ディスクによる報告規定が削除されたこと等に伴う、施行令の関連規定の削除等が行われました。改正法の内容については 6 月号をご参照ください。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/110161.html>

＜参考＞環境省ホームページ <https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/system> (電子報告システム)

2. 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令

の一部を改正する政令 ＜政令第 288 号＞(2021. 10. 20 公布、**2023. 4. 1 施行**)

最新の有害性に関する知見等に基づいた対象物質の見直しが行われました。

第一種指定化学物質：462 物質 → 515 物質 (PRTR 制度と SDS 制度の対象)

(内特定第一種指定化学物質：15 種類 → 23 種類)

第二種指定化学物質：100 物質 → 134 物質 (SDS 制度の対象)

とそれぞれ対象物質が追加されました。 ※具合的な物質名は下記 ＜参考＞ からご確認ください。

なお、新規指定化学物質における PRTR 制度(法第 5 条)の排出量・移動量の把握は 2023. 4. 1 から開始、届出は 2024 年度から開始します。また、新規化学物質の SDS 制度(法第 14 条)対応は 2023. 4. 1 から開始します。

新規指定化学物質を取り扱う事業者はご注意ください。

＜参考＞経産省ホームページ https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/8_4.html

3. 法の適用除外となるヘリウム等冷媒の範囲拡大について (2021. 10. 20 公布、2021. 10. 27 施行)

-1. 高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令 ＜政令第 286 号＞

-2. 冷凍保安規則及び一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令 ＜経済産業省令第 76 号＞

-3. 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する

技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示 ＜経済産業省告示第 216 号＞

昨今、冷媒ガスとしての使用が想定されていなかった、高圧ガスでのリスクの低いヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素又は空気が冷凍設備で利用され始めていることへの対応です。今回の改正で、上記ガスを含む「第 1 種ガス」の高圧ガス保安法の適用除外となる冷凍能力基準が 3t → 5t 未満に、製造の許可又は製造の届出が必要となる冷凍能力基準が、それぞれ 20t → 50t 以上、3t → 5t 以上に緩和されました。

該当する高圧ガスを製造する事業者に適用されます。

＜参考＞経産省ホームページ

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2021/10/20211020_koatsu_reito_kaisei.html

＜参考＞電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595121078&Mode=1>

4. 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経過措置に関する省令

＜経済産業省令第 78 号＞（2021. 10. 29 公布、2021. 10. 31 施行）

2021. 10. 4 公布の改正環境影響評価法施行令の経過措置の詳細を規定する省令です。改正法令の移行期間中（21. 10. 31～22. 9. 30）に改正前の対象風力発電所設置等事業を実施する事業者が行う、簡易的な方法による環境影響評価の手順及び届出様式等が決められました。

該当事業を実施する予定の事業者等に適用されます。

＜参考＞電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595121084&Mode=1>

法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/>

一般情報

1. 2021 年度 緑化優良工場等経済産業大臣表彰を行います （2021. 10. 22 経産省）

工場緑化の推進は、工場と周辺環境の良好な関係を築くことで、工場と地域環境、社会との調和を促進するとともに、工場敷地内の環境改善にもつながります。このような観点から、1982 年から「全国みどりの工場大賞」として本表彰は行われており、今回は、経済産業大臣賞など 23 工場が選ばれました。

＜参考＞経産省ホームページ <https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211022003/20211022003.html>

2. 2021 年度 ウォームビズについて （2021. 10. 29 環境省）

環境省は、今年度の「ウォームビズ」の取組について公表しました。今年度は全国一律の実施期間の設定は行わず、各地域の状況や日々の気温、個人の体調、暑さ寒さの感じ方、室内での温度差等に応じた柔軟な服装の選択ができるような環境を醸成していきます。また、暖房時の室温（目安として 20℃）の適正管理等を行うことにより、一人ひとりが、個々の事情に応じて、快適で働きやすい服装で業務を行っていただくことなどを呼び掛けていきます。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/110136.html>

3. ラベルでアクション - 事業場における化学物質管理の促進のために - （2021. 11. 2 厚労省）

2016. 6. 1 施行の改正労働安全衛生法により、人に対する一定の危険性又は有害性が明らかになっている化学物質については下記の 3 つの対策が事業者等に対し、義務付けとなりました。

- 譲渡又は提供する際のラベル表示 （法第 57 条）
- 譲渡又は提供する際の安全データシート（SDS）の交付 （法第 57 条の 2）
- 事業場で取扱う際のリスクアセスメントの実施 （法第 57 条の 3）

事業者と労働者が、取り扱う化学物質の危険性や有害性を認識し、事業者はリスクに基づく必要な措置を検討・実施し、労働者は危険有害性を理解してリスクに応じた対策を実行することが大切です。

厚労省は、化学物質のもつ危険有害性を把握し行動を起こすよう、すべての関係者に対し促すアクションを実施していきます。

＜参考＞厚労省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135046.html>

4. 二酸化炭素濃度測定器の選定等に関するガイドラインを策定しました （2021. 11. 1 経産省）

経産省は、室内の換気状態等を測定する「二酸化炭素濃度測定器」を選定する際に、最低限要求される仕様等の基準を定めるガイドラインを策定しました。ガイドラインでは、二酸化炭素濃度測定器の測定精度の観点から、「検知原理が光学式を用いたものであること」や、「補正用の機能が測定器に付帯し

ていること」の要件を満たした機器を推奨しています。測定機購入の際にご利用ください。

〈参考〉経産省ホームページ <https://www.meti.go.jp/press/2021/11/20211101002/20211101002.html>

意見募集情報

1. 騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正する政令案

に関する意見募集について (2021. 11. 9環境省)

題記法では、空気圧縮機のうち原動機の定格出力が 7.5kW 以上の機器を特定施設として規制対象としています。近年、同機器については低騒音化・低振動化の取組が進められており、定格出力が 7.5kW 以上のものであっても、発生する騒音・振動は小さく、規制対象とする必要がないものが出始めました。これを踏まえ、空気圧縮機の規制対象要件について新たに例外規定を設け、発生する騒音・振動の大きさが一定以下の空気圧縮機を規制対象外とする政令案が出されました。環境省は、2021. 12. 9まで意見募集を行っています。

〈参考〉電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195210052&Mode=0>

2. 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令案

に対する意見募集について (2021. 11. 1経産省)

これまで一部のHCFCについては、試験研究・分析用途等に限り2021. 12. 31までの暫定期間において法の製造数量許可の例外とする等の措置が講じられていました。先般開かれたモントリオール議定書の第31回締結国会合で、この暫定措置の期限を無期限とする決定並びに除外する物質が見直され、国内担保法である題記法施行令が改正されます。経産省は、2021. 12. 1まで意見募集を行っています。

〈参考〉電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595121088&Mode=0>

以 上